

北上市告示甲第54号

北上市障害者等日常生活用具購入費等助成事業実施要綱（平成13年北上市告示第51号）の一部を次のように改正する。

令和5年8月7日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 難病患者等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）で定める特殊の疾病があつて、障害の程度が<u>厚生労働大臣</u>が定める程度である18歳以上の者及び児童をいう。</p> <p>別表第1（第3関係）</p> <p>[略]</p> <p>備考</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 助成する用具を具体的に決定するに当たっては、<u>消費税法施行令第14条の4の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理を定める件</u>（平</p>	<p>(定義)</p> <p>第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 難病患者等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）で定める特殊の疾病があつて、障害の程度が<u>主務大臣</u>が定める程度である18歳以上の者及び児童をいう。</p> <p>別表第1（第3関係）</p> <p>[略]</p> <p>備考</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 助成する用具を具体的に決定するに当たっては、<u>消費税法施行令第14条の4の規定に基づき内閣総理大臣及び厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理</u></p>

成3年厚生省告示第130号)及び消費税法の一部を改正する法律(平成3年法律第73号)の施行に伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて(平成3年9月26日社更第199号厚生省社会局更生課長・厚生省児童家庭局障害福祉課長・厚生省児童家庭局母子衛生課長通知)を参考にして用具の額を決定する。

を定める件(平成3年厚生省告示第130号)及び消費税法の一部を改正する法律(平成3年法律第73号)の施行に伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて(平成3年9月26日社更第199号厚生省社会局更生課長・厚生省児童家庭局障害福祉課長・厚生省児童家庭局母子衛生課長通知)を参考にして用具の額を決定する。

備考 改正部分は、下線の部分である。